

一般社団法人十勝地区サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人十勝地区サッカー協会（以下「本協会」という。）と称し、英文では、TOKACHI FOOTBALL ASSOCIATION IN CORPORATED（略称・TFA）と表示する。

(主たる事務所)

第2条 本協会の主たる事務所は、北海道帯広市西8条南18丁目3番地3大西ビル1階に置く。

(目的)

第3条 本協会は、十勝管内全域におけるサッカー競技及びフットサル競技（以下「サッカー競技」という。）を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及発展を図り、心身の健康な発達、体力の向上及びスポーツ精神の普及高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 十勝全域を対象とするサッカー競技大会並びに全道大会の主催主管又は後援に関する事業
- 2 審判技術の向上のための研修会及び講習会の開催に関する事業
- 3 サッカー競技力向上のための選手の育成強化に関する事業
- 4 指導者の養成並びに指導技術の研究及び研修会、講習会の開催に関する事業
- 5 十勝地区を代表するチームの役員、選手の選定及び派遣に関する事業
- 6 公式競技会及びその他の試合に関し、記録を作成し保存する事業
- 7 財団法人日本サッカー協会並びに財団法人北海道サッカー協会に加盟登録するチーム、選手、指導者、審判員及び審判指導者の登録申請並びに承認に関する事業
- 8 本協会の表彰に関する事業
- 9 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本協会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 本協会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は法人並びに本条第4号の登録会員チームの代表者又は個人（第14条第1項各号に規定するチーム若しくは団体の代表者又は個人に限る。）
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は法人

- (3) 特別会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会から推薦され、社員総会において承認された者
- (4) 登録会員 第14条第1項各号に規定するチーム若しくは団体又は個人

(入会手続)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、登録会員の団体代表者又は個人を除き、会長が別に定める入会申請書による申込みをし、社員総会が定める基準により理事会の承認を得なければならない。申込者は、その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 特別会員に推薦された者は、本人の承諾をもって特別会員となるものとする。

3 登録会員として入会しようとする者は、会長が別に定める所定の手続をもって入会するものとする。ただし、第14条第1項第1号から第5号に規定する登録会員は、財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）の定めるインターネットを利用した登録システムによる所定の手続（以下「Web登録」という。）を行ったときに入会したものとみなすものとする。

(入会金及び会費等)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員及び特別会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 特別会員のうち、功労により推薦された会員は、理事会の決議により会費を免除することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき

(3) 登録会員が継続してWeb登録をしなかったとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(任意退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、理事会の承認を経て任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって、当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 本協会は、会員が前3条の規定によりその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 加盟登録及び登録料

(加盟登録)

第14条 次の各号に規定する者は、本協会に加盟登録しなければならない。

- (1) 日本サッカー協会並びに財団法人北海道サッカー協会（以下「北海道サッカー協会」という。）に加盟登録しようとするチーム（以下「登録チーム」という。）
 - (2) 登録チームにより、本協会に登録された選手個人
 - (3) 日本サッカー協会及び北海道サッカー協会又は日本サッカー協会加盟団体及び北海道サッカー協会加盟団体が主催するサッカー競技大会に出場しようとするチーム及び選手
 - (4) 日本サッカー協会に審判員又は審判指導者の登録をしようとする者
 - (5) 日本サッカー協会に指導者の登録をしようとする者
 - (6) 二以上の同種の登録チームで組織する団体（連盟）
- 2 登録チームは、本協会にその所属する選手の登録を行わなければならない。

(登録料)

第15条 前条第1項各号に規定する者は、社員総会において別に定める登録料を本協会に納付しなければならない。

第4章 社員総会

(種類)

第16条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第17条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる。

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めて招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第20条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発する。
- 3 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数、出席した正会員数及び出席者の氏名（書面又は代理人による議決権行使の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議長並びに出席した理事及び監事の氏名
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令で定める事項

2 議事録には、議長、出席理事及び当該社員総会で選任された議事録署名人2以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第25条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事28名以上35名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、会員（法人の場合にあつてはその代表者）の中から、社員総会の決議によって選任する

- 2 理事及び監事に選任された者は、正会員として入会しなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 会長は、本協会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ選任した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、本協会の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び社員総会の決議に基づき、本協会の業務を議決し、執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、次に掲げる業務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は理事の業務の執行について、不正を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況について調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務に違反し、職務を懈怠したとき
 - (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 理事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事の報酬は、有給とすることができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に必要な事項は、社員総会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第32条 本協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき任期を定めた上で、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長又は理事会の諮問に応え、又は社員総会に出席し意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (2) 社員総会の議決した事項に関する執行
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 諸規定の制定、変更及び廃止
- (6) その他社員総会の議決を要しない会務の執行

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第28条第1項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前に各理事及び各監事に対し、その通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その請求のあった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的たる事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 登録料
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種類)

第42条 本協会の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号で構成し、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、社員総会の議決を経て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産で構成する。

(資産の管理)

第43条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告書、正味財産増減計算書並びに貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を受けた上、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

2 本協会が、重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第50条 本協会は、一般法人法148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の議決を経て、本協会と類似の目的を有する他の公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第10章 専門委員会、連盟及び十勝サッカー交流会議

(専門委員会等)

第52条 本協会の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会、連盟及び十勝サッカー交流会議（以下「専門委員会等」という。）を置くことができる。

2 専門委員会等は、第1章に定める事業に必要な調査・立案を分担する。

3 専門委員会等の組織及び運営に関する規定は、理事会において別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第54条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可・認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類、

第12章 附則

(委任)

第55条 この定款で定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第56条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員)

第57条 本協会の設立時役員は、次のとおりである。

(設立時理事)

1	設立時理事	金澤 耿	17	設立時理事	二川 毅
2	設立時理事	小幡 剛	18	設立時理事	田原 泰
3	設立時理事	清水 邦吉	19	設立時理事	谷内 雅美
4	設立時理事	羽賀 経一	20	設立時理事	小澤 範人
5	設立時理事	西尾 仁	21	設立時理事	草野 康一
6	設立時理事	流割 克美	22	設立時理事	井藤 芳和
7	設立時理事	岩倉 文夫	23	設立時理事	本江 宏子
8	設立時理事	伊藤 亮	24	設立時理事	富樫 和子
9	設立時理事	宮沢 昭三	25	設立時理事	伊藤 進
10	設立時理事	森 英樹	26	設立時理事	野杉 登
11	設立時理事	野々村 哲雄	27	設立時理事	西川 圭吾
12	設立時理事	國井 康之	28	設立時理事	鈴木 範明
13	設立時理事	青木 隆信	29	設立時理事	中屋 秀樹
14	設立時理事	北田 和敏	30	設立時理事	餌取 光一
15	設立時理事	大橋 穰	31	設立時理事	上條 隆義
16	設立時理事	畑山 清司			

(設立時代表理事)

設立時代表理事 金澤 耿

(設立時監事)

- 1 設立時監事 本田 恭一
- 2 設立時監事 丸山 教範

(設立時社員)

第58条 本協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 設立時社員 1 河東郡音更町共栄台西1-1-1番地
金澤 耿
- 設立時社員 2 帯広市西2条北1丁目2番地1
上條 隆義
- 設立時社員 3 帯広市自由が丘2丁目6番地6
清水 邦吉
- 設立時社員 4 帯広市新町西7丁目1-6番地
羽賀 経一

(法令の準拠)

第59条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(経過措置)

第60条 第8条及び第9条の規定にかかわらず、解散前の帯広地区サッカー協会の会員であったものが、引き続き本協会の登録会員となった場合には、入会金及び会費はこれを3年間徴収しない。

2 従前の帯広地区サッカー協会に帰属する一切の権利義務は、この法人が継承する。

以上、一般社団法人十勝地区サッカー協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年 3月 20日

- 設立時社員 金澤 耿
- 設立時社員 上條 隆義
- 設立時社員 清水 邦吉
- 設立時社員 羽賀 経一